談話室

協同によるエネルギー自給の村づくり

菅内閣のもとで再生可能エネルギー特別措置法が成立した。太陽光，風力，水力，地熱，バイオマスを用いて発電された電気を，一定期間，固定価格での全量買取を義務づけるもので，平成24年７月から施行される。ドイツの固定価格買取制度(Feed-in Tariff)に倣ったものとされ，日本版FiTとも呼ばれる。

ただし，買取価格，買取期間，認定基準，買取拒否，電力使用者に対する優遇措置など，重要な決定はこれからのため，今後の経過を注視する必要がある。

そういう留保条件を残しながらも，安全で持続性の高いエネルギー源としての期待は高く，「エネルギー自給の村づくり」という観点からみても，農村地域での発電事業者の誕生が切望される。

すでに本家本元のドイツでは，バイオマスを中心とした再生可能エネルギーによって，電気と熱(熱水)を自給あるいは超過供給する「バイオエネルギー村」は56村にのぼるとインターネットは報じている。

その先駆けは，第１にニーダーザクセン州ユーンデ村(200戸)，第２にバーデン・ヴュルテンベルグ州インメンディンゲン村マウエンハイム区(100戸)である。一般に，エネルギー協同組合は消費者協同組合，生産者協同組合，生産者・消費者協同組合に大別されるが，これら２村は生産者・消費者協同組合に属する。

両村の事例を参照すると，「バイオエネルギー村」を設備的に構成するものは，バイオガスプラント，木質チップ発熱施設，給湯パイプの３点セットである。これに加えて，マウエンハイム区ではソーラーパネルが大小の建物の上に設置され，バイオガスプラントからは村で使われる電気の９倍，ソーラーパネルからは４倍の電気が生産される。

事業主体の法形態は，ユーンデ村は協同組合，マウエンハイム区は有限会社(バイオガスプラント)と合資会社(木質チップ発熱施設，給湯パイプ，ソーラーパネル)であるが，ユーンデ村の協同組合とマウエンハイム区の合資会社には全戸数の７割が出資している。１戸平均の出資額はユーンデ村2500ユーロ(組合の借入れあり)，マウエンハイム区8,500ユーロで，この出資によって地域給湯システム(給

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

湯パイプ網）から自宅への熱水の取り込みが可能となる（接続は各自の負担）。

ドイツといえども，どこでも「バイオエネルギー村」が作れるというわけではない。第１に，上でみたような村ぐるみの参加を前提とすれば，その基幹をなすのはバイオガスプラントではなく地域給湯システムであり，そのため給湯パイプの設置コストは十分に低いものでなければならない。言い換えれば，家々が適度に密集していなければならない。

第２にリーダーの存在が必要である。両村の立ち上がりについては，ユーンデ村はゲッチンゲン大学からの働きかけ，マウエンハイム区は再生可能エネルギー（バイオガスプラントや木質チップ発熱施設）のコンサルティング会社と施設運営会社からの働きかけによるところが大きい。彼らはまず最初に村長，区長のリーダーシップを見極めたうえで，それぞれの地域に入り込んだとされる（ゲッチンゲン大学は54の候補地からユーンデ村を選定）。

第３に人と人の協力関係が良好でなければならない。この協力関係は一般にソーシャルキャピタル（社会関係資本）と呼ばれるが，プロジェクトの考え方を受け入れ，促進するのに必要な信頼関係が構築されているかどうかが，成功の決め手となる。参加者は，主として生産者として参加する者（農業者）と，消費者として参加する者（一般住民）に分かれるが，両者の利害関係を包摂するような運営ノウハウの確立が求められる。

農業者からみると，農林業だけでは食べていけない，あるいは農林業以外に適当な就業機会がないという中で，価格に変動がなく安定した収入が長期間得られるという魅力は大きい。また，地域資源（農地・森林・家畜糞尿）を有効に使えるという魅力もある。彼らは，大学やコンサルタントの助言を得て，迷うことなく「農業者からエネルギー供給者」への転換を決意したという。

一方，一般住民からみると，安価で持続的なエネルギーの確保に加え，化石燃料・原発依存からの脱皮，巨大電力会社支配からの独立というメリットがある。また，畑や堆肥場から流れ出る糞尿の匂いが軽減され，生活の質を向上できるというメリットもある。

（三重大学大学院生物資源学研究科 教授　石田正昭・いしだ まさあき）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/